
* * * * *
* * * * *
* 令和 7 年第 2 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 7 年第 2 回 鹿沼市議会 定例会 議案説明書

◎ 報告第 6 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 1 月 16 日大和田町地内において、堆肥化センターで製造した堆肥を株式会社宇賀神企画に納品する際、職員が運転する中型貨物自動車と同社所有の排水設備等に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 252,000 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 100 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 100 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 7 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 11 月 5 日高谷地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が走行中、横断側溝から外れていたグレーチング蓋に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 61,045 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 6 号と同じ。

◎ 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 1 月 1 7 日茂呂地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、破損した路肩のコンクリートにタイヤが接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 8, 1 0 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 6 号と同じ。

◎ 報告第 9 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 1 月 2 4 日、日吉町南市営住宅において、老朽化した給湯管からの水漏れにより、居住者所有の家財等を汚損したことに対し、損害賠償の額を 2 1 7, 1 5 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 6 号と同じ。

◎ 報告第 1 0 号 債権放棄の報告について

市営住宅使用料及び水道料金について、消滅時効の完成又は破産による免責により債権を放棄したので、報告するものである。

(参照条文) 鹿沼市債権管理条例

第 1 1 条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

(1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。

第 2 号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第 1 1 号 令和 6 事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第 1 2 号 令和 6 事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和 6 事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 4 3 条の 3 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 1 3 号 令和 7 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 7 事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 1 1 号及び第 1 2 号と同じ。

◎ 報告第 1 4 号 令和 6 年度鹿沼市継続費繰越計算報告について

一般会計の継続費を設定した道路整備事業において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 5 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 3 1 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

◎ 報告第 1 5 号 令和 6 年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計の営業戦略費外 1 7 事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 6 条 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 1 6 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計継続費繰越計算報告について

下水道事業会計の継続費を設定した鹿沼市黒川終末処理場の建設工事委託において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法施行令

第 1 8 条の 2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかったものがある

場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

第2項及び第3項 省略

◎ 報告第17号 令和6年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

配水設備拡張費及び配水設備改良費において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第18号 令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

管渠整備費において、関係機関との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第17号と同じ。

◎ 報告第 19 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算報告について

管渠管理費及び処理場管理費において、関係事業者との調整、資材の不足等により年度内支出が困難となったため、事故繰越しとして事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第 26 条 第 1 項 省略

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 議案第 34 号 専決処分事項の承認について

(令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号))

歳入については、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費、障害者自立支援事業費、児童手当費等の増減額を計上したもので、この補正額を 183,353,000 円の減とし、予算総額を 44,850,137,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特

に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第35号 専決処分事項の承認について

（令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
（第4号））

歳入については、国民健康保険税、県支出金等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等の増減額を計上したもので、この補正額を61,095,000円の減とし、予算総額を9,991,791,000円とするものである。

（参照条文） 議案第34号と同じ。

◎ 議案第36号 専決処分事項の承認について

（令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号））

歳入については、繰入金及び諸収入の増減額を計上し、歳出については、健診事業費、後期高齢者医療事務費等の減額を計上したもので、この補正額を19,781,000円の減とし、予算総額を1,471,529,000円とするものである。

（参照条文） 議案第34号と同じ。

◎ 議案第 37 号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市税条例の一部改正)

地方税法等の一部改正に伴い、分譲マンションに対する固定資産税の減額特例の適用を受ける場合における申告書の提出に係る特例を定めるほか、新たに追加された原動機付自転車の区分に係る軽自動車税の税率の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 34 号と同じ。

◎ 議案第 38 号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法等の一部改正に伴い、引用する法律の条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 34 号と同じ。

◎ 議案第 39 号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額措置の適用範囲を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第 34 号と同じ。

◎ 議案第 4 0 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、県支出金の増額を計上し、歳出については、市政功労者表彰費、参議院議員選挙費等の増減額を計上したもので、この補正額を 2,966,000 円の増とし、予算総額を 42,550,601,000 円とするものである。

なお、債務負担行為の補正については、第 2 表のとおりである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

（2）予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 4 1 号 物品購入契約の締結について

鹿沼市学校給食共同調理場食器及び食器等かご購入に係る指名競争入札を去る 3 月 2 7 日に行い、その結果、株式会社中西製作所宇都宮営業所が 46,426,600 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 7 号まで 省略

（8）前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第 9 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例

第 3 条 法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万

円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第４２号 物品購入契約の締結について

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入に係る指名競争入札を去る４月２８日に行い、その結果、ジーエムいちはら工業株式会社が 96,800,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

（参照条文） 議案第４１号と同じ。

◎ 議案第４３号 物品購入契約の締結について

高規格救急自動車購入（北分署）に係る指名競争入札を去る４月２８日に行い、その結果、栃木トヨタ自動車株式会社鹿沼店が 45,100,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

（参照条文） 議案第４１号と同じ。

◎ 議案第４４号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の所得控除に特定親族特別控除を追加するほか、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の新設等を行うためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第９６条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）条例を設け又は改廃すること。

第２号から第１５号まで及び第２項 省略

◎ 議案第 4 5 号 鹿沼市下水道条例の一部改正について

適正な受益者負担による下水道事業の経営健全化を図るため、下水道使用料を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 4 4 号と同じ。

◎ 議案第 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員福田壽子氏が令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第 4 項から第 8 項まで 省略

◎ 議案第 4 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員石川佳男氏が令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 4 8 号 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について

鹿沼市清洲財産区管理会委員日向野雅人氏が死去したため、新たに安生進一氏を選任するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市清洲財産区管理会条例

第 3 条 委員は、財産区の区域内に 3 月以上住所を有する者で市の議会の議員の被選挙権を有するもの（中略）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

第 2 項 省略

◎ 議案第 4 9 号 鹿沼市名誉市民の推挙について

本市名誉市民として柳田邦男氏を推挙するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市名誉市民条例

第 2 条 名誉市民は、鹿沼市名誉市民推薦委員会の推薦に基づき、市長が議会の同意を得てこれを推挙する。

